

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

告 示

○要措置区域の指定

○形質変更時要届出区域の指定(二件)

○特定計量器の定期検査の実施

○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○定置漁業権の免許

○道路の区域変更

○道路の供用開始(二件)

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(二件)

企 業 局

○企業局財務規程の一部を改正する管理規程

ページ

規 則

○工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

宮城海区漁業調整委員会

○定置漁業の保護区域の指示

正 誤

○宮城県公報第二六一五号(平成二十六年十二月九日付け)中

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三十四号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)の施行に関する次のこと。

(1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認

(2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

第十五条第四号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

(1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認

(2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

第十八条第一項第二十一号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

(1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認

(2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

第十九条第十号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

(1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認

(2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

一五

一四

一四

一四

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

○宮城県告示第八百三十号

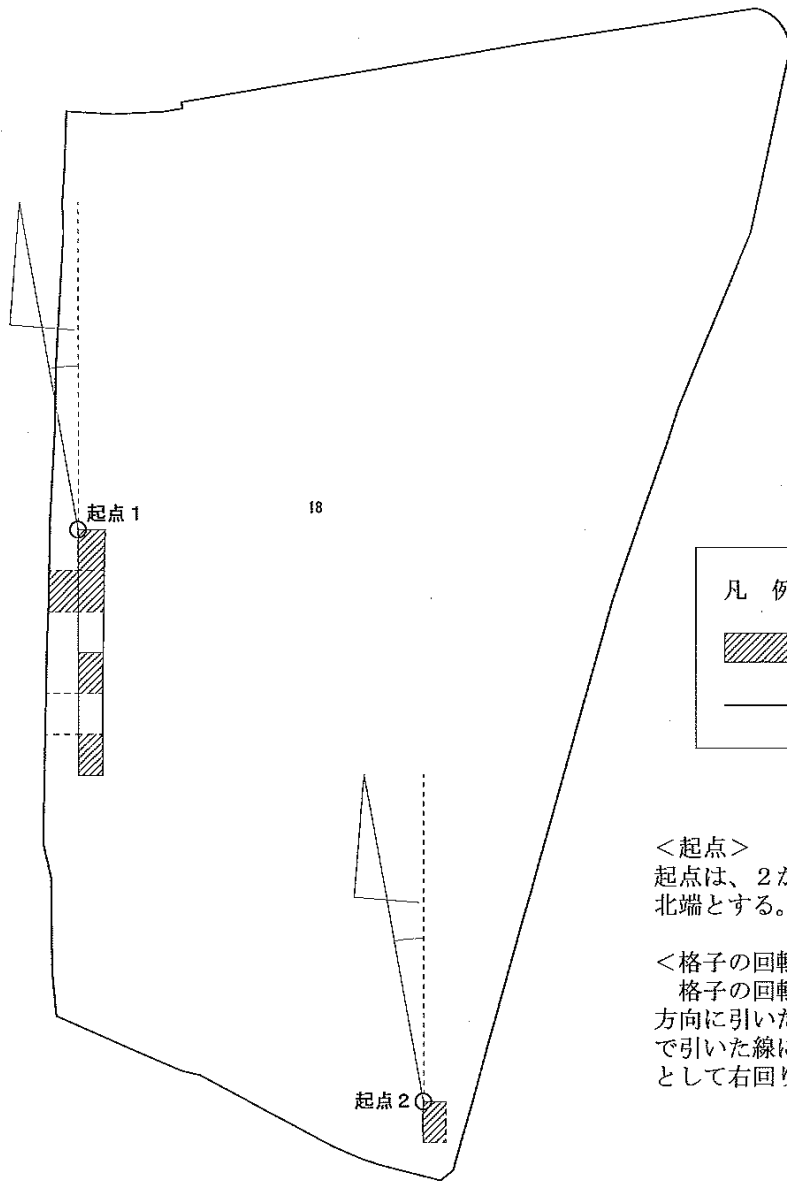
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十七年九月一日



宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

石巻市川口町三丁目十八番一の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例

-  形質変更時要届出区域
-  敷地境界

<起点>

起点は、2か所に分割される対象地それぞれの北端とする。

<格子の回転角度> 10.3°

格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

0 10 20 30m

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壌含有量基準に適合して
いない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

○宮城県告示第八百三十一号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり
実施する。
平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十七年 十月十三日	多賀城市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同 十月十四日	多賀城市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同 十月十五日	多賀城市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同 十月二十一日	大和町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	大和町保健福祉総合センタ 1（ひだまりの丘）
同 十月二十二日	大和町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	大和町保健福祉総合センタ 1（ひだまりの丘）
同 十月二十三日	大和町 全 域	午前十時から 正午まで	大和町保健福祉総合センタ 1（ひだまりの丘）
同 十月二十七日	松島町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	松島町文化観光交流館
同 十月二十八日	松島町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	松島町文化観光交流館

○宮城県告示第八百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十
三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業岩沼地区について樹立する換地計画に関し、
次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。
平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
地積を特に減じて換地を定める土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる 地積㎡
岩沼市	下野郷	新藤曾根	二八一	田	田	二、四六五	九・三一
同	同	同	二九一	同	同	四一八	一四・〇〇
同	同	同	三〇一	同	同	一、一〇四	四三・〇〇
同	同	同	三一	同	同	一、九四一	七八・〇〇
同	同	同	三二	同	同	三、〇五〇	一一一・〇〇
同	同	同	三三	同	同	二、一一〇	一〇三・〇〇
同	同	同	三四	同	同	六二二	二五・〇〇
同	同	同	三五	同	同	二、二七八	九六・〇〇
同	同	同	四八一	同	同	一、〇三四	六三・〇〇
同	同	同	四八二	同	同	二八六	三五・〇〇
同	同	同	四八三	同	同	二七三	一七・〇〇
同	同	同	四九一	同	同	二、八四四	九九・〇〇
同	同	同	五〇	同	同	三、〇五〇	一一七・〇〇
同	同	同	五一	同	同	三、〇五〇	一一一・〇〇
同	同	同	五二	同	同	三、〇五〇	一一一・〇〇
同	同	同	五三	同	同	三、〇五〇	一一二・〇〇
同	同	同	五四	同	同	三、〇五〇	一一一・〇〇
同	同	同	五五	同	同	三、〇五〇	一一二・〇〇
同	同	同	五六	同	同	三、〇五〇	一二四・〇〇

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	二
○県道の路線認定	(道路課)	三
○県道の路線廃止	(同)	三
○道路の区域決定	(同)	三
○道路の区域変更(二件)	(同)	三
○道路の供用開始	(同)	三
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	四
○証紙売りさばき人の指定	(会計課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(情報システム課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(循環型社会推進課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(四件)	(震災援護室)	七

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

監査委員

○住民監査請求に係る監査結果の公表

公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

正 誤

○宮城県公報第二六八八号(平成二十七年九月一日付け)中

一九

告 示

○宮城県告示第六百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四三〇五〇〇五五三	障害者相談支援事業所 春園 気仙沼市館山一丁目一番四十三号	地域移行支援 地域定着支援	医療法人くさの実会	平成二十八年 八月一日

○宮城県告示第六百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六條第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一條第二号の規定により告示する。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納入すること。

7 講習の委託先
 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他
 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課
 （電話番号022-221-7171 内線3054、3055）

正 誤

○宮城県公報第二六八八号（平成二十七年九月一日付け）中

ページ	段	行	正	誤
七	上	一〇	石巻市川口町三丁目十八番の一部	石巻市川口町三丁目十八番の一部